

## 消費者安全の確保に関する基本的な方針の策定

平成 21 年 12 月 21 日

消費者庁企画課

## 1 消費者安全の確保に関する基本的な方針の策定

消費者安全法第 6 条は、「内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。」と規定し、また、同条第 4 項は、内閣総理大臣が基本方針を定めようとするときには、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、消費者委員会の意見を聴かなければならないと規定している。

このため、各方面と調整をした上で、基本方針の内閣総理大臣決定を行う必要がある。

## 2 基本方針の内容

基本方針について、法第 6 条では、①消費者安全の確保の意義に関する事項、②消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項、③他の法律の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項、④消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項について定めるものとされている。

上記のとおり、基本方針は消費者安全法に基づいて規定するものであることから、その内容は、主として上記の①から④ごとに同法の施行に当たっての基本的な考え方や方向性を示すものとなる。※

※ 同法の施行に当たっての具体的な施策その他消費者安全の確保のための具体的な施策については、基本方針ではなく、「消費者基本計画」で定められることとなる。

## 3 基本方針の策定期期

基本方針は「消費者基本計画」との調和を保つ必要があることから、平成 22 年 3 月末までに閣議決定する必要がある「消費者基本計画」と同時期に策定するものとする。